

(本 庁) 農業委員会 農地係  
農政係

☎0954-65-3111 (内線241)

☎0954-65-3111 (内線242)

## ■農業委員会

●農業委員会の業務については、本庁のみで行います。ただし、農業者年金現況届については、支所でも受け付けます。

### ●農地の転用

農地を農地以外の宅地や山林などに転用する場合は、県知事または農林水産大臣の許可が必要です。必ず、農業委員会で転用許可申請を行ってください。転用許可申請は、毎月20日を締切としています。通常、許可は締切日の翌月の末ごろになります。

転用したい農地が、農業振興地域整備計画の農用地区域内に含まれる場合は、転用許可申請前に農用地区域から除外する手続きが必要になります。農用地区域に含まれるかどうかは、農政課農政係で確認してください。

〈転用許可に必要なもの〉

○転用許可申請書・・・農業委員会事務局に準備しています。

○建物の平面図及び配置図・・・宅地などに転用するとき必要です。

○登記事項証明書及び字図・・・法務局で交付されます。

○その他申請目的によって必要な添付書類があります。・・・農業委員会事務局で確認してください。

※農地は無断で転用できません。

農地法の許可を受けないで転用した場合は、農地の所有者を含む違反転用者には農地への復元が命じられます。

また、これに従わない場合は懲役や罰金が科せられるなど厳しい措置がとられますのでご注意ください。

※詳しくは地元の農業委員、もしくは農業委員会事務局におたずねください。

### ●農地の売買、交換、贈与および賃貸借するときは

農地（樹園地や採草放牧地を含む）の売買、交換、贈与のため所有権を移転する場合、また、賃貸借や使用貸借による耕作などの権利を設定、移転する場合は農業委員会会長、または県知事の許可が必要です。許可指令書がなければ所有権移転の登記ができません。

※相続や時効取得による所有権移転の場合は、許可は不要です。

※詳しくは地元の農業委員、もしくは農業委員会事務局におたずねください。

## ■農業者年金

### ●農業者年金の加入

#### ○被保険者

平成14年1月から年金制度が新しくなり、60歳未満の人で次の☑と☒に該当する人は加入できます。加入・脱退は任意で、いつでも加入・脱退することができます。

☑60歳未満で、年間60日以上、農業に従事している

☒国民年金の第1号被保険者で保険料の免除を受けていない

#### ○保険料

月額20,000円を下限とし、1,000円単位で67,000円まで増額できます。認定農業者で青色申告を行い、農業所得が900万円以下の人などには、保険料の一部が助成される政策支援制度もあります。

## ●農業者年金の受給

### ①旧制度(平成13年12月まで)で支払った保険料での年金

20年以上の納付要件等を満たしている人に対し、平成14年1月1日現在の年齢に応じた給付体系で年金が支給されます。

ア、昭和22年1月1日までに生まれた人

- ・経営移譲年金(加算付年金・基本額年金)
- ・農業者老齢年金

イ、昭和22年1月2日～昭和32年1月1日までに生まれた人

- ・経営移譲年金(加算付年金)
- ・農業者老齢年金

ウ、昭和32年1月2日以降に生まれた人

- ・農業者老齢年金

### ②新制度(平成14年1月以降)で支払った保険料の年金

- ・農業者老齢年金

加入者が納付した保険料とその運用収入を基礎として終身支給されます。

- ・特例付加年金

政策支援加入した者が受けた保険料の国庫補助額とその運用収入を基礎とする終身年金で、原則65歳に達し、かつ経営継承等により農業を営む者でなくなったときから受給できます。

### ③上記☑および☑の両方を納付した場合は、それぞれの年金額を計算し合計したものが支給されます。

## ●特例脱退一時金

特例脱退一時金とは、旧制度で納めた保険料について将来年金を受給することができる人(20年以上の納付要件等を満たしている人)が年金を選択しない場合に支払われます。

なお、特例脱退一時金を受給するには、必ずJA各支所での手続きが必要です。

請求期限は平成18年12月末までです。